

鹿屋市乳児等通園支援事業の認可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和7年鹿屋市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可の申請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認可申請書に添付すべき書類)

第2条 規則第2条第1項に規定する乳児等通園支援事業認可申請書に添付すべき書類は、乳児等通園支援事業を実施する施設の類型に応じ、別表に定めるとおりとする。

(社会福祉法人又は学校法人以外の者に対する認可の際の条件)

第3条 社会福祉法人又は学校法人以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合は、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、会計に関し市が必要と認める書類

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

乳児等通園支援事業を実施する施設の類型	認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所等	余裕活用型	定款又は寄附行為(定款又は寄附行為の変更完了後、提出でも可)、誓約書(乳児等通園支援事業)(別記第1号様式)、管理運営に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第2号様式)、乳児等通園支援事業所内部の規程(運営規程)、職員に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第3号様式)、建物の平面図(実施場所(保育室等)を示した上で、面積を記入)、建築業者等との工事計画書の写し(事業に使用する建物を建設予定の場合)、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等(事業に使用する建物を賃借で使用する場合)、食事の提供に関する調書(別記第5号様式)、乳児等通園支援事業に係る収支予算書(別記第6号様式)、直近の財務諸表(財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可)
		一般型(在園児合同)	定款又は寄附行為(定款又は寄附行為の変更完了後、提出でも可)、誓約書(乳児等通園支援事業)(別記第1号様式)、管理運営に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第2号様式)、乳児等通園支援事業所内部の規程(運営規程)、職員に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第3号様式)、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修(市長が指定したものに限る。)を修了したことを証明する書類(現に所持している場合のみ)、施設に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第4号様式)、建物の平面図(実施場所(保育室等)を示した上で、面積を記入)、建築業者等との工事計画書の写し(事業に使用する建物を建設予定の場合)、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等(事業に使用する建物を賃借で使用する場合)、食事の提供に関する調書(別記第5号様式)、乳児等通園支援事業に係る収支予算書(別記第6号様式)、直近の財務諸表(財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可)

		一般型（専用室独立） 定款又は寄附行為（定款又は寄附行為の変更完了後、提出でも可。）、誓約書（乳児等通園支援事業）（別記第 1 号様式）、管理運営に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 2 号様式）、乳児等通園支援事業所内部の規程（運営規程）、職員に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 3 号様式）、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修（市長が指定したものに限る。）を修了したことを証明する書類（現に所持している場合のみ）、施設に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 4 号様式）、建物の平面図（実施場所（保育室等）を示した上で、面積を記入）、建築業者等との工事計画書の写し（事業に使用する建物を建設予定の場合）、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等（事業に使用する建物を賃借で使用する場合）、耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認できるもの（建築確認書第 4 面等）（2 階以上に保育室等を設ける場合で、保育所等の認可時に、当該書類が未提出の場合）、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し（2 階以上に保育室等を設ける場合で、保育所等の認可時に、当該書類が未提出の場合）、食事の提供に関する調書（別記第 5 号様式）、乳児等通園支援事業に係る収支予算書（別記第 6 号様式）、直近の財務諸表（財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可）
		一般型（独立施設） 定款又は寄附行為（定款又は寄附行為の変更完了後、提出でも可）、誓約書（乳児等通園支援事業）（別記第 1 号様式）、管理運営に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 2 号様式）、乳児等通園支援事業所内部の規程（運営規程）、職員に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 3 号様式）、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修（市長が指定したものに限る。）を修了したことを証明する書類（現に所持している場合のみ）、施設に関する調書（乳

		児等通園支援事業）（別記第 4 号様式）、建物の平面図（実施場所（保育室等）を示した上で、面積を記入）、建築業者等との工事計画書の写し（事業に使用する建物を建設予定の場合）、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等（事業に使用する建物を賃借で使用する場合）、耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認できるもの（建築確認書第 4 面等）（2 階以上に保育室等を設ける場合で、保育所等の認可時に、当該書類が未提出の場合）、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し（2 階以上に保育室等を設ける場合で、保育所等の認可時に、当該書類が未提出の場合）、食事の提供に関する調書（別記第 5 号様式）、乳児等通園支援事業に係る収支予算書（別記第 6 号様式）、直近の財務諸表（財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可）
	私立幼稚園 一般型（在園児合同）	寄附行為（寄附行為の変更完了後、提出でも可）、法人登記簿（鹿児島県から認可又は鹿屋市から確認通知を受けていない場合）、誓約書（乳児等通園支援事業）（別記第 1 号様式）、管理運営に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 2 号様式）、乳児等通園支援事業所内部の規程（運営規程）、職員に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 3 号様式）、管理者の履歴書（在職期間の分かるもの）、管理者が資格を有することを証する書類（保育士等）（資格を有する場合のみ）、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修（市長が指定したものに限る。）を修了したことを証明する書類（現に所持している場合のみ）、施設に関する調書（乳児等通園支援事業）（別記第 4 号様式）、建物の平面図（実施場所（保育室等）を示した上で、面積を記入）、不動産登記簿謄本（土地・建物（保育室等がある建物に限る。））、建築業者等との工事計画書の写し（事業に使用する建物を建設予定の場合）、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主

		との覚書等(事業に使用する建物を賃借で使用する場合)、使用の権利を証する書類(事業に使用する土地・建物の所有権を有していない場合)、耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認できるもの(建築確認書第4面等)(2階以上に保育室等を設ける場合)、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し(2階以上に保育室等を設ける場合)、食事の提供に関する調書(別記第5号様式)、乳児等通園支援事業に係る収支予算書(別記第6号様式)、直近の財務諸表(財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可)
	一般型(専用室独立)	寄附行為(寄附行為の変更完了後、提出でも可)、法人登記簿(鹿児島県から認可又は鹿屋市から確認通知を受けていない場合)、誓約書(乳児等通園支援事業)(別記第1号様式)、管理運営に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第2号様式)、乳児等通園支援事業所内部の規程(運営規程)、職員に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第3号様式)、管理者の履歴書(在職期間の分かるもの)、管理者が資格を有することを証する書類(保育士等)(資格を有する場合のみ)、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修(市長が指定したものに限る。)を修了したことを証明する書類(現に所持している場合のみ)、施設に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第4号様式)、建物の平面図(実施場所(保育室等)を示した上で、面積を記入)、不動産登記簿謄本(土地・建物(保育室等がある建物に限る。))、建築業者等との工事計画書の写し(事業に使用する建物を建設予定の場合)、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等(事業に使用する建物を賃借で使用する場合)、使用の権利を証する書類(事業に使用する土地・建物の所有権を有していない場合)、耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認できるもの(建築確認書第4面等)(2階以上に保育室等を設ける

			場合)、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し(2階以上に保育室等を設ける場合)、食事の提供に関する調書(別記第5号様式)、乳児等通園支援事業に係る収支予算書(別記第6号様式)、直近の財務諸表(財産目録を含む。社会福祉法人又は学校法人の場合は省略可)
		一般型(独立施設)	寄附行為(寄附行為の変更完了後、提出でも可)、法人登記簿(鹿児島県から認可又は鹿屋市から確認通知を受けていない場合)、誓約書(乳児等通園支援事業)(別記第1号様式)、管理運営に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第2号様式)、乳児等通園支援事業所内部の規定(運営規程)、職員に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第3号様式)、管理者の履歴書(在職期間の分かるもの)、管理者が資格を有することを証する書類(保育士等)(資格を有する場合のみ)、職員の雇用契約書、職員が保育士の資格を有することを証する書類、保育従事者が研修(市長が指定したものに限る。)を修了したことを証明する書類(現に所持している場合のみ)、施設に関する調書(乳児等通園支援事業)(別記第4号様式)、建物の平面図(実施場所(保育室等)を示した上で、面積を記入)、不動産登記簿謄本(土地・建物(保育室等がある建物に限る。))、建築業者等との工事計画書の写し(事業に使用する建物を建設予定の場合)、賃貸契約書又は賃借契約を締結する予定である旨を証する家主との覚書等(事業に使用する建物を賃借で使用する場合)、使用の権利を証する書類(事業に使用する土地・建物の所有権を有していない場合)、耐火建築物又は準耐火建築物であることが確認できるもの(建築確認書第4面等)(2階以上に保育室等を設ける場合)、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し(2階以上に保育室等を設ける場合)、食事の提供に関する調書(別記第5号様式)、乳児等通園支援事業に係る収支予算書(別記第6号様式)、直近の財務諸表(財産目録を含む。社会福祉法

			人又は学校法人の場合は省略可)
--	--	--	-----------------

別記

第 1 号様式（別表関係）

警 約 書（乳児等通園支援事業）

鹿屋市長 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

※法人以外にあっては、住所及び氏名を記入

児童福祉法（以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による認可の申請をするに当たり、下記の事項を誓約します。			
誓約者（申請者及びその役員等又はその管理者）			
役職名	フリガナ 氏 名（記名）	生年月日	住所

記

- 1 申請者（申請者が法人の場合にあっては法第34条の15第3項第4号ニに規定される役員等を含み、法人でない場合にあってはその事業を管理する者を含む。）は、法第34条の15第3項第4号イからニまで又はヘからリまでに掲げる者ではありません。
- 2 法第34条の15第3項第4号ホの規定による申請者と密接な関係を有する者は、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない者ではありません。
- 3 事業の運営法人に対して、運営、財務状況の監査を受ける場合があることについて同意します。
- ※ 申請者が法人の場合にあっては、役員（理事及び監事）全員について確認をした上で法人として誓約書を提出すること。
- ※ 個人情報については、児童福祉法第34条の15第3項の審査のために利用します。

第2号様式（別表関係）

管理運営に関する調書（乳児等通園支援事業）

- 1 乳児等通園支援事業の区分 ※該当する□にレ印を記入すること。

区 分	☐ 余裕活用型
	☐ 一般型（在園児合同型）
	☐ 一般型（専用室独立実施型）
	☐ 一般型（独立施設実施型）

- 2 実施曜日・実施時間 ※基本的な実施曜日・時間を記入すること。

実施曜日	
実施時間	～

- 3 利用児童の送迎を施設が実施し、かつ自動車を使用 ※該当する□にレ印を記入すること。

利用児童の送迎時に自動車の使用の有無	☐ 有
	☐ 無

上記で有を選択した場合、自動車にブザーその他の車内の利用児童の見落としを防止する装置の有無

自動車にブザー等設定の有無	☐ 有
	☐ 無

- 4 運営上の確認事項 ※記載内容を確認のうえ、□にレ印を記入すること。

（1）乳児等通園支援事業者と非常災害対策

少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。	☐ 確認しました
------------------------------------	---------------------------------

（2）安全計画の策定等

乳児等通園支援事業所における安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

（3）感染症予防対策（安全衛生）のマニュアル

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、研修並びに訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	☐ 確認しました
--	---------------------------------

(4) 乳児等通園支援事業所内部の規定

乳児等通園支援事業者は、当該事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

※ (4) は認可申請時に必ず提出すること

(5) 苦情への対応、解決体制

乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	☒ 確認しました
---	--

(6) 保護者との連絡

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	☐ 確認しました
--	---------------------------------

(7) 賠償責任保険への加入

乳児等通園支援事業者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、今後、国においては提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

第3号様式（別表関係）

職員に関する調査（乳児等通園支援事業）

1 定員と配置保育従事者等の数

【余裕活用型の場合に記載】

●施設種別要件確認

実施場所は認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所である。（○又は×）

●利用定員数・在籍児童数確認

令和7年4月時点の利用定員数（0歳児から5歳児）：

 人

令和7年4月時点の在籍児童数（見込み）（0歳児から5歳児）：

 人

※ 令和7年4月時点で在籍児童数が利用定員数を上回る場合は乳児等通園支援事業（余裕活用型）の実施は不可
在籍児童数は令和7年4月1日現在の見込み数でご記入ください。

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の場合）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
在籍児童数				
児童数合計				
必要保育士数				

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数（小規模保育事業所等の場合）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
在籍児童数				
児童数合計				
必要保育士数				

【一般型の場合に記載】

令和7年4月時点の利用定員数（0歳児から5歳児）：

 人

令和7年4月時点の在籍児童数（見込み）（0歳児から5歳児）：

 人

在籍児童数は令和7年4月1日現在の見込み数で御記入ください。

※ 上記は鹿屋市から確認通知を受けている施設のみ御記入ください。

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数

人員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
乳児等通園支援事業 必要従事者数				
			内保育士数	

2 職員一覧（会務活動等は経営の責任者（管理者）欄のみ記入）

[illegible]

- ① 凡、研究論文発表事業必要従事者以上の職員を記入すること。
② 別添、経費の責任者（管理費）の履歴書を添付すること。
③ 別添、職員雇用契約書を添付すること。
④ 職名欄には経費の責任者（管理費）、保士、保佐従事者のいずれかの区分を記入すること。
⑤ 資格欄欄には、保佐の資格を記入すること。また、これらの資格者については、資格を有することを証明する書類を添付すること。
⑥ 保佐従事者（保佐士資格を有しないものに限る。）については、市長が指定する研修を修了したことを証明する書類を添付すること。
⑦ 雇用形態欄には、常勤、非常勤、派遣の区分を記入すること。
⑧ 長所欠陥欄で給与等が支給されていない者は除くこと。
⑨ 採用費が決まっている場合は、氏名欄に氏名（例：「A」、「B」等）とする。

第 4 号様式（別表関係）

施設に関する調査（乳児等通園支援事業）

1 定員

（同時受入定員）

歳 児	人 数
0 歳児	① 人
1 歳児	② 人
2 歳児	③ 人
合 計	④ 人

2 施設の面積等

※該当する口にレ印を記入すること。

室名等	実 際 の 面 積					基 準
	1 階	2 階	3 階	4 階以上	合計	
0・1 歳児 乳児室 又はほふく 室	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	3.3㎡×（①+②） ㎡
2 歳児 保育室 又は遊戯室	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	1.98㎡×③ ㎡
調理設備	☐ 有 ☐ 無					
便 所	☐ 有 ☐ 無					
火災報知器及び消 火器	☐ 有 ☐ 無					

3 建物等の状況（本市から確認通知を受けている建物を使用する場合は記載不要）

※該当する口にレ印を記入すること。

建物	使用する権原	☐ 所有権（登記） ☐ 賃貸借契約 ☐ 賃借権（登記） ☐ 使用貸借契約 ☐ （ ）	
		権利の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	建物の概要	造 階建て 年築 用途（建物申請時の用途）	
		利用部分	階部分 ㎡
		他の階の 利用状況	
	耐震基準等	☐ 昭和56年6月1日以降建築（登記簿を添付） ☐ 昭和56年5月31日以前建築（その他資料を添付）	
	新築・改修工事を実施 する場合の予定期間	着 工	年 月 頃
		竣 工	年 月 頃
土地		（使用する権原） ☐ 所有権（登記） ☐ 地上権（登記） ☐ 賃借権（登記） ☐ 賃貸借契約 ☐ 使用貸借契約 ☐ （ ）	
		権利の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

4 耐火基準等

(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)の設置階が2階以上の場合)

(1) 耐火建築物等の有無

法…建築基準法

	項 目 (該当する□にレ印を記入すること。)
建物の基準	☐ 耐火建築物 (法第2条第9号の2に規定するもの)
	☐ 準耐火建築物 (法第2条第9号の3に規定するもの)

(2) 設備基準

	項 目 (設置している設備の□にレ印を記入すること。)
2階	(常用) ☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段
	(避難用) ☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段
	(常用) ☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 屋外階段
	(避難用) ☐ 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段 ※避難上有効で保育室等からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
3階以上	(常用) ☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 屋外避難階段
	(避難用) ☐ 特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ☐ 耐火構造の屋外傾斜路 ☐ 屋外避難階段 ※避難上有効で保育室等からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(3) その他の防災設備

	項 目 (設置している設備の□にレ印を記入すること。)
2階以上	☐ 乳幼児の転落防止設備 (保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に設置)
3階以上	調理設備 ☐ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設置されている ☐ 調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設置され、かつ外部への延焼防止措置が講じられている ☐ 調理設備とそれ以外の部分が、耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されている ☐ ダンパーが、暖房又は冷房設備の風道が床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効に設置されている
	設備 ☐ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている ☐ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備 ☐ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについての防火処理

第 5 号様式（別表関係）

食事の提供に関する調査

1 食事の提供の有無 ※該当する□にレ印を記入すること。

食事の提供	☐ 有 ・ ☐ 無
-------	--

2 食事の提供方法 ※ 上記 1 で有を選択した場合のみ記入すること。

☐ 自園調理	
☐ 外部搬入	同一法人又は関連法人が運営する施設からの搬入も含む。

3 調理設備の有無 ※ 上記 2 で外部搬入を選択した場合のみ記入すること。

調理設備の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容	（調理室がない場合、加熱、保存等のための調理機能を有する設備を記入すること。）

（参考）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（抄）

第十五条

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第 6 号様式 (別表関係)

乳児等通園支援事業に係る収支予算書

収入（事業開始年度）

項 目	積算等内訳	金額（円）
本市からの委託料	0歳児 人×12月× 1,300×10	
	1歳児 人×12月× 1,100×10	
	2歳児 人×12月× 900×10	
保護者負担金（実費を含む）		
その他（ ）		
収 入 合 計		

支出（事業開始年度）

支 出 項 目	金 額（円）
人件費	
物品費用	
備品費用（購入費用・リース、レンタル等の場合は１年間の費用）	
その他（ ）	
その他（ ）	
その他（ ）	
その他（ ）	
その他（ ）	
支 出 合 計	